

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、通勤手当及び勤勉手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員等の報酬等は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社職員給与規程（平成24年1月1日施行）の例により支給する。

- 2 非常勤役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 第2条第4号の報酬等の額は、別表「常勤役員等の報酬額」のとおりとし、理事会の承認を得て、理事長が定め支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島県から派遣された県職員の常勤役員等の報酬等については、福島県と公社が締結した「職員の派遣に関する協定書」（平成26年3月27日締結）に基づき、理事会の承認を得て、理事長が定め支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員が、職務の執行のために旅行したときは、当該旅行に要した費用弁償として、社団法人福島県林業公社旅費規程（平成14年7月1日施行）の例により支給する。

(公表)

第6条 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正措置)

第7条 この規程の改正等は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行し、平成26年度から適用する。

別表（第4条第1項関係）

役員の区分	勤務形態	報酬等の年額の総額の上限額
専務理事	常 勤	6,000,000円 以内